

令和2年度第4回

下松市農業委員会総会議事録

令和2年7月14日（火）10時から

下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。

個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第4回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年7月14日（火） 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室
- 3 農業委員
 - ・出席（8人）
会長 4番 近藤 政司
会長職務代理者 8番 山岡喜久吉
1番 猪本 英雄 2番 内山 禮介 3番 河村 真弓 5番 清水 守
6番 田中 結 7番 田村 覚
・欠席（0人）
- 4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）
 - ・出席（5人）
2番 藤井 康之 3番 金藤 哲夫 4番 松村 好裕 5番 大木 昭隆
6番 山本 利夫
・欠席（1人）
1番 田村 泰彦
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 綱本 渉
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
会議の概要については次のとおり

第4回 定例総会 会議の概要

- 議長 定刻より早いのですけれど7月の定例総会を開催したいと思います。本日の欠席者はいません。本日の出席者は8名、下松市農業委員会会議規則第6条により定員数を満たしており総会は成立している事を報告致します。本日の議事録署名人は内山委員と山岡委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願い致します。本日は検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしています。田村推進委員は欠席です。では事務局、よろしくお願ひ致します。
- 事務局 議案書2ページをご覧下さい。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は●●●●●●●●-●、地目は登記簿畠、現況畠、都市計画区域は市街化区域、面積は482m²。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●さん、内容は有償所有権移転です。本件は、先月の総会において空き家に附属した農地の別段の面積について承認された事案について、3条による所有権移転の申請が出されたものです。調査委員は河村真弓委員です。よろしくお願ひいたします。
- 議長 河村委員、お願いします。
- 河村委員 はい。説明いたします。先ほどもおっしゃられていたように、先月の総会で、空き家に附属した農地の別段の面積により承認されたものです。場所につきましては4ページになりますが、●●●●号線を●から●●方面に向かって●●通りに下りる道の途中になります。譲受人の●●さんは営農計画では、ご両親の補助を得ながら果樹と野菜を作られることになります。今後も農地として活用したいとの思いから、今回の申請になったものであり、空き家に附属した農地の例外規定により、下限面積要件をクリアすることになり、許可相当と考えられます。よろしくご審議ください。
- 議長 河村委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。どなたかございませんか。
- 猪本委員 ●●●さんの住所が●●●になっておるんですが、彼女と●●、●●さんと●●の●人は●●に住んじよってじゃけれども、これは●●●の住所で申請したというのに何かあるんですかね。
- 事務局 住基での確認はしていないんですけども、●●●●●のマンションで●●●をされている、そこで住所を申請されています。なぜその住所にされたかというと、住民票を確認していなくて、●●にお住まいという事で、事務局の方も確認してませんでした。ただここが●●●の住所になつてい

- ると思います。
- 猪本委員 ●●●さんは、このマンションの一室を持つちよるという事?
- 事務局 そうだと思います。住民票をどちらに置かれているかという事は、行政書士さんに確認しておりません。申し訳ございません。住所が●●ということ 자체を調べていなかつたです。3条の中に住民票の添付は提出書類の中にございませんので、ちょっと事務局が怠つておりました。すみませんでした。
- 猪本委員 もう一件、地図で丁度申請地の所で●●という所、これが空き家という事ですか。
- 事務局 いえ、この●●さんとは違います。●●●●●ですから。
- 猪本委員 ●●●●●の●●さんじゃない訳ね。
- 事務局 はい。
- 松村(推)委員 営農計画書で、徒歩7分になつちよるよ。という事はマンションからの距離でしょ。
- 事務局 マンションからの距離になっています。
- 議長 他にどなたか。はい。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番は許可することに決しました。じゃ事務局、お願いします。
- 事務局 議案書5ページをご覧下さい。議案第1号受付番号2番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●-●、●●●-●、●●●●、地目は登記簿●●-●は田、他は畠、現況●●●●は畠、他は荒廃。都市計画区分、農振区分は●●●●は市街化区域、他は市街化調整区域で農用地外、面積は2,459m²と158m²と697m²の計3,314m²。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●さん、内容は有償所有権移転です。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願いします。
- 議長 山岡委員、お願いします。

山岡委員 それでは説明いたします。今の場所ですが5ページを。2, 459m²の面積の所ですが、●●●の●●●●を下がった所に隧道あります。その出た所の左でございます。それともう一つ、●●●-●は家のへりに畠といいますか、少し耕しておられます。そして●●●●は、表では一番下で、●●●●に上がる所です。下りた所に●●●の販売店がありますが、それをちょっと上の左側から小さい道を上がります。上がったら結構広い畠ですが、行くまでが大変小さい道です。今の●●●●は、長いこと●●さんが持ち主だったのですがお子さんがおられなくて、親戚になるだろうと思いますが、●●さんの方に相続をしておられます。それで、譲受人の●●●●さんは●●さんが元気なうちからお手伝いをして、田んぼの管理をしておられた人であります。そのようなことで丁度近くにおられるので、処分したいという事だろうと思いますが。新しい方になつたら、後に農業がどんどん出来るというようなことはあまりないようではございますが、今のところ管理をしてもらえるのではないかと思います。今までずっと作ってこられた方でありますので引き取ってもらえば、荒廃しないでいいのではないかと思いますので、この申請は適当ではないかと思います。ご協議をよろしくお願ひいたします。

議長 山岡委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。

(無しの声)

議長 はい。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号2番についてはこれを可とする方は拳手をお願いします。

(全員拳手)

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号2番は許可することに決しました。

以上で本日の審議いただく議案について、終了いたしました。報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。

ないようですので引き続き、その他の事項について事務局から説明をして下さい。

事務局 議案書9ページをご覧下さい。報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の9ページと10ページに4件ございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで7月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和2年7月14日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

済れ子

署名委員

内山禮介

署名委員

山岡喜久吉